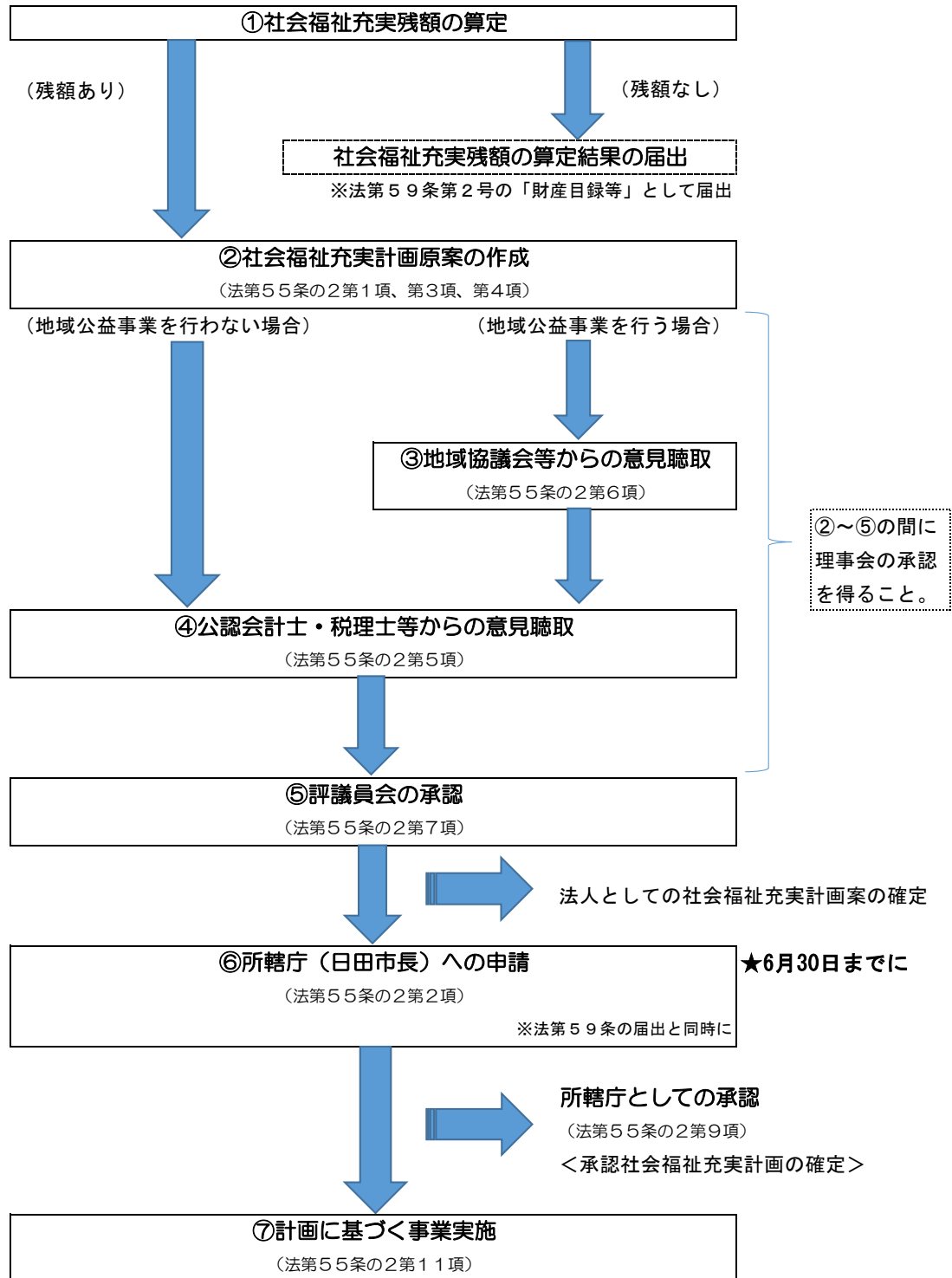


社会福祉充実計画の「策定」及び「承認申請」の流れ



なお、④の意見聴取については、監事監査の終了後とするなど、決算が明確となった段階で行うものとする。(④の結果の確認書の交付日は、監事による監査報告書の作成年月日以降を基本とすること。)

また、①は、毎会計年度行わなければならないものであるとともに、当該算定の結果、社会福祉充実残額が生じ、社会福祉充実計画を策定する場合にあっては、これら一連の作業を決算の時期に併せて行わなければならないものである。

※「理事会の承認を得ること」の根拠

社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）のP25「7.社会福祉充実計画案に係る評議員会の承認」なお書き